医療最前線

介護保険制度について

介護支援専門員　大山和臣

皆さんは介護保険制度をご存じでしょうか？「聞いたことはあるけど、内容はよく分からない」という方や「両親や配偶者はまだ元気なので、考えなくても大丈夫」という方が多いのではないかと思います。

今回は、簡単に介護保険制度についての話をいたしますが、まずは「介護保険制度のサービスを受けるためには」の最初のところを覚えていただけたら、いざ介護保険が必要になったときに、早めにサービスが受けられると思います。

■介護保険制度について

これまで、介護は家族の問題であるという認識がありましたが、少子高齢化や核家族化などに伴い、家族だけで支えるのも難しくなってきました。そこで介護を必要とする方が適切なサービスを受けられるように、社会全体で支えあう仕組みとして、平成9年12月に「介護保険法」が制定され、平成12年4月から施行されました。

介護保険制度は市区町村が保険者となり、国、都道府県、医療保険者、年金保険者などが共同して支えています。介護が必要な高齢者が心身の状況や生活環境に応じてサービスを選択し、すべての高齢者が人間として尊厳を保ち、自立した生活を送れるように地域社会全体で支えあいながら介護サービスの充実を目指すのが、介護保険制度の理念です。

■介護保険に加入する人・サービスを受ける人

40歳になると介護保険への加入が義務付けられており、介護保険料を支払うことになります。さらに年齢により「第1号被保険者（65歳以上の方）」、「第2号被保険者（40歳から64歳までの方）」に分類されます。

基本的には、第1号被保険者の方が介護保険サービスを受けられます。ただし、第2号被保険者の方でも、末期がんや関節リウマチ、脳血管疾患などを含む16種類の特定疾病【表1】のいずれかに該当し、要介護・要支援認定を受けた場合には、サービスを受けることができます。

■介護保険制度のサービスを受けるためには

サービスを受けるための流れは、【図1】をご覧ください。

①お住まいの市町村へ要介護認定・要支援認定申請書に介護保険被保険者証を添えて提出します。家族が申請をするか、指定居宅介護支援事業所や介護保健施設、地域包括支援センターなどに申請を依頼することもできます。

②申請された方の心身の状況・介護の必要な度合いを調べるために、市区町村の担当者、または市区町村が委託した指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人と家族などから聞き取り調査を行います。

③主治医意見書については、申請後に市区町村から主治医に書いてもらう書類が送付されます。

④認定調査と主治医意見書をもとに介護認定審査会で審査判定を行い、要介護認定結果通知が届きます。

⑤要介護認定区分に応じてサービスが利用できます。

要介護1～5の方は、居宅介護支援事業所等のケアマネジャーにケアマネジメントを依頼することができます。

要支援1～2の方、あるいは事業対象者の方は、地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントを依頼することができます。

【図1】サービスを受けるための流れ

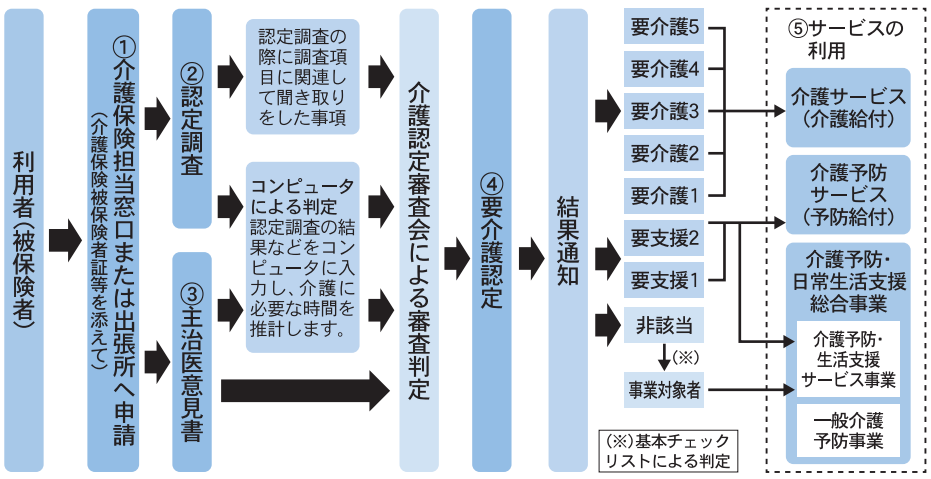

■介護サービスの種類

サービスの種類としては、自宅で利用するサービス、自宅から通って利用するサービスなど数多くあります【表2】。要介護、要支援の認定結果によって、自分に必要なサービスをケアマネジャーなどと相談して利用することができます。

■サービスの利用料

サービスの利用料は、各サービスにより決められています。また、要介護・要支援の区分によって上限額（区分支給限度基準額）があります【表3】。自己負担額は1割負担の方の例です。一定以上の所得のある人の自己負担額は2割になり、さらにその内の高所得者は3割になりますのでご注意ください。

区分支給限度基準額を超えてサービスを利用した場合には、超えた部分は全額自費となりますが、サービスの軽減措置などもありますので、市区町村などに相談をしていただければと思います。

簡単に説明をいたしましたが、介護保険は高齢者介護の強い味方です。介護保険について分からないことがあれば、市区町村の介護保険課や最寄りの地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などにご相談ください。

〈梶川病院（広島市西区天満町）介護支援専門員　大山和臣〉

【表1】介護保険で対象となる16種類の疾病（特定疾病）

- 末期がん
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 変形性関節症（両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う）

【表2】介護サービスの種類

自宅で利用するサービス
- 訪問介護（ホームヘルプ）
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 居宅療養管理指導

自宅から通って利用するサービス
- 通所介護（デイサービス）
- 地域密着型通所介護（小規模デイサービス）
- 認知症対応型通所介護
- 通所リハビリテーション（デイケア）
- 短期入所療養介護（ショートステイ）
- 短期入所生活介護（ショートステイ）
- 小規模多機能型居宅介護

生活環境を整えるためのサービス
- 福祉用具貸与
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修

生活の場を自宅から移して利用するサービス
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 特定施設入居者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- 介護医療院

介護予防のためのサービス
- 介護予防訪問介護（ホームヘルプ）
- 介護予防訪問看護
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防住宅改修
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防通所介護（デイサービス）
- 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
- 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

【表3】在宅サービスの区分支給限度基準額（1カ月あたり）

区分	区分支給限度基準額	利用者負担（1割負担の場合）
要支援1	50,030円	5,003円
要支援2	104,730円	10,473円
要介護1	166,920円	16,692円
要介護2	196,160円	19,616円
要介護3	269,310円	26,931円
要介護4	308,060円	30,806円
要介護5	360,650円	36,065円

月刊 ウェンディ広島　編集・発行 合人社グループ 出版局　〒730-0036 広島市中区袋町4-31 合人社広島袋町ビル　☎082（247）7479